

2022年11月22日

各 位

上場会社名 株式会社 LIFULL
代表者名 代表取締役社長 井上 高志
(コード番号 2120 東証プライム)
問合せ先 執行役員グループ経営推進本部長 福澤 秀一
(TEL 03-6774-1603)
(URL <https://ir.lifull.com/>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2022年11月22日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2022年12月22日開催予定の当社「第28回定時株主総会」に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入に関する変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものです。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置）第1項を新設するものです。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置）第2項を新設するものです。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 取締役の員数上限の拡充

当社は、経営体制の一層の強化を図り、事業環境の変化に迅速に対応するため、現行定款第19条（員数）に定める取締役の員数の上限を1名増員し、7名から8名に変更するものであります。

